

みやこ

# 京・くらしの安心安全情報 第84号

(平成27年12月)

京都市消費生活総合センター

## ～ 目次 ～

結婚式をめぐる契約トラブルにご注意！（2面）

「臨時福祉給付金」をよそおった不審な電話や  
メールなどにご注意ください！（3面）

年末年始の相談窓口についてのお知らせ（4面）

## 1 強引な訪問購入でこのような事例が発生しました！

「不用品を買い取る」と言われ、古着等を準備して待っていたものの、実際は当初の話にはなかった貴金属の買取りを持ちかけられたという相談がこれまでは多く寄せられていました。さらに今度は、目を離した隙に買取りを頼んでいないものまでなくなっていたという事例が京都市内で発生しました。

### 事例

古着を買い取ってもらおうと思い、折込チラシを見て電話をし、業者を家に招き入れた。業者は「ゴミ袋を取ってきて」、「新聞紙を取ってきて」等と言い、部屋から出ていくように仕向けた。その間、業者が棚や引出しを勝手に開けて見ていたようだ。

業者が帰ったあと、買取りを依頼していないものまでなくなっていることに気づいたため、警察に通報した。その後、買取りを依頼した業者が古物商の許可を得ていないことが分かった。



もし、事例のような被害に遭われた場合は、すぐに警察署までご連絡ください！

- 買取業者を安易に家の中へ入れてはいけません。買い取ってほしいものは事前に玄関先にまとめておき、ほかに不要なものはないか聞かれても、玄関先で断るようにしましょう。
- 業者を家に呼んでいる間は、業者から目を離さないようにしましょう。可能であれば、1人ではなく複数で対応するようにしましょう。もし、不審である等の理由により途中で契約する意思がなくなったときは、きっぱり断りましょう！
- 相手が古物商の許可を得ているかどうか確認しましょう。訪問購入の場合、業者は「許可証」（従業員の場合は「行商従業者証」）を携帯することが義務付けられています。また、京都府公安委員会のホームページでは、許可を受けた古物商業者のうち、インターネット通販を行っている業者の一覧を掲載していますので、参考にされるとよいでしょう。
- 後で被害を回復したいと思ったときのために、必ず売却したものの明細と担当者の連絡先を書面で受け取るようにしましょう。

## 2 結婚式をめぐる契約トラブルに

**ご注意!**

結婚式場との契約をめぐり、強引な勧誘や高額なキャンセル料などでトラブルとなっている事例が増えています。

これらの契約では、一度契約が有効に成立してしまっている以上、消費者側の主張が認められるかどうかはその後の交渉次第です。このため、**キャンセルという事態にならないように未然にトラブルを防ぐことが大切です**。以下に具体的な事例を紹介しますので、参考にしてください。

### 事 例

- 結婚式のドレスを貸衣装屋で契約した。担当者から「契約書にはキャンセル料の記載があるが、実際は取っていない」と言われ、信用して契約した。しかし後日、キャンセルしたい旨を伝えたところ、「契約書にも書いてあるとおおりキャンセル料が必要」と言われた。
- 結婚式の写真撮影を依頼した。結婚式での撮影経験が豊富なカメラマンを依頼したのに、経験が少ない人を手配されてしまったため、キャンセルしたい。
- ブライダルフェアに参加したときに渡された見積りを基に式場の契約をした。打合せの中では追加料金の説明がなかったが、改めて見積りを出してもらったところ、大幅に金額が増えていた。



### ここがポイント!

#### ① 契約を急かされても即決しない

「今日契約すれば割引できる」と言われることがありますが、どうしても今日でなければ割引できない理由は、通常は考えにくいものです。高額な契約ですので、結婚式場の非日常的な雰囲気流されることなく、慎重に対応しましょう。

#### ② 必ず契約書を受け取り、口約束は避ける

口約束の内容は、どこまでが確約された条件なのか、業者との間ですれ違いが起きやすいため、必ず契約書を受け取るようにしましょう。特にキャンセル料は、いつから、いくら発生するのかしっかり確認しておきましょう。

#### ③ 打合せの中では式の内容を適宜確認

契約締結から式当日までの期間が長く、打合せで決めることも多いので、担当者との間で認識の食い違いが起こりやすいです。疑問に思った点は、その都度担当者に確認しましょう。

#### ④ こまめに見積りを出してもらい、常に最新の支払総額を確認しておく

最初に出される見積りはあくまで概算であり、その後の打合せで内容が変わるにつれ、見積金額も変わっていきます。打合せの最初の段階で、予算額をあらかじめ担当者に伝えておくこともよいでしょう。



### 3 「臨時福祉給付金」をよそおった 不審な電話やメールなどにご注意ください！

最近、厚生労働省をかたる者から「臨時福祉給付金」の支給をよそおった不審な電話やメールにより、口座情報を登録するよう促されたという事案が全国的に発生していますので、くれぐれもご注意ください。

具体的な事例は、以下のとおりです。

#### 事 例

- 厚生労働省をかたる者から電話で、給付金の支給が決まったので指定の電話番号に連絡するよう告げられ、当該電話番号に連絡すると、ガイダンスに沿って配信されるショートメールから口座情報を登録するよう促される。
- 臨時福祉給付金の関係で携帯電話にいきなりショートメールが届き、そのメールに記載されているURLにアクセスすると、口座番号などを入力してメールを送信するよう促される。
- 会社で使用している個人のアドレスに「臨時福祉給付金支給の通知について」というタイトルでメールが届き、メールに記載されているURLで支給手続の方法を確認するよう促される。

また、昨年、京都市では、京都市職員を名乗り、「臨時福祉給付金の通知が届いているか確認に来た」、「毎月入金があるので、銀行に口座を作る必要がある」などと発言し、現金をだましとる詐欺事件が発生しています。

臨時福祉給付金の支給の関係で、京都市や厚生労働省の職員  
などが市民の皆様のご自宅を訪問したり、電話やメール  
などで、次のことを尋ねたり、求めたりすることは  
絶対にありません！！



- 口座番号を尋ねる。
- 手数料などの振込みを求める。
- 銀行やコンビニなどのATM（現金自動支払機）の操作を指示する。

ご自宅や職場などに市役所や区役所・支所、又は厚生労働省の職員と名乗る者から不審な電話やメール、訪問があれば、迷わず110番してください。

問合せ先 京都市臨時福祉給付金担当  
電話 075-251-2360 FAX 075-251-2361

#### <臨時福祉給付金>

- 支給対象者：次の①～④の全てを満たす方
  - ① 平成27年1月1日時点で京都市に住民票がある方
  - ② 平成27年度の市民税が課税されていない方
  - ③ 平成27年度の市民税が課税されている人に扶養されていない方
  - ④ 生活保護などを受けていない方
- 支給対象者には、京都市から申請書を送付しています。
- 申請期限：平成28年2月4日（木）（当日消印有効）

## 4 年末年始の相談窓口についてのお知らせ

京都市では、年末年始（12月29日～1月3日）は市役所・区役所をはじめ、多くの施設で休業しておりますが、京都市消費生活総合センターにおいても、同期間は相談業務を休業します。また、消費生活土日祝日電話相談につきましても、同様のスケジュールで休業します。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

- 消費生活相談 ☎256-0800
- 多重債務相談 ☎256-3160
- インターネット消費生活相談  
(消費生活総合センターホームページから)
- 法律相談(問合せ) ☎256-2007
- 交通事故相談 ☎256-2140
- 市政一般相談 ☎256-2007
- 各区役所・支所 法律相談
- 消費生活土日祝日電話相談 ☎257-9002

左記の相談業務については、以下のスケジュールとなりますのでよろしくお願いいたします！



平成27年12月				平成28年1月			
28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日
月	火	水	木	金	土	日	月
通常 どおり	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	年末年始 休業	通常 どおり

【編集後記】 今回は、掲載したい記事が多く、内容を選ぶのに悩みました。一見、記事のスペースが多そうな気がするのですが、2箇月に1回の発行であり、しかも次々と新しい手口が出てくるので、毎回限られた情報しかお届けできないのが心苦しいところです。そこで、メールをご利用の方はぜひ「情報メール便」に登録してみてください。市民の皆様に必要な情報をその都度配信しております。登録画面は京都市情報館トップページから「暮らしの情報」→「相談・消費生活」→「消費生活総合センター」→「各種募集情報」→「情報メール便」と進むとあります。登録はもちろん無料です！

今年も「京・くらしの安心安全情報」を読んでくださり、ありがとうございました。よいお年をお過ごしください。マイナンバーをかたる詐欺が全国的に多発していますので、不審な電話や訪問は相手にしないようにしましょう！

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金(祝日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

\* 年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時(電話相談のみ)



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



平成27年12月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター



京都市印刷物 第275168号